

地域県土警察常任委員会資料

(令和8年6月9日)

陳情8年地域第14号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

陳 情 文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
8年－14 (R8.6.1)	地 域	個人情報保護法改正に反対する意見書の提出について	
<p>▶陳情事項 鳥取県議会から国に対して、個人情報保護法改正に反対し、法律が成立した場合にあっては、従前に戻すことを求める意見書を提出すること。</p>			

▶陳情理由

個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）の改正案が5月26日、衆院本会議で可決され、衆院を通過した。病気や犯罪歴などを企業が本人の同意なしに収集できるようにしつつ、違反業者への課徴金制度を新設するものだ。

法案では、統計作成やAI開発といった用途に限定して規制緩和。SNSなどで公開されている情報の収集や、企業が保有する情報の他社への提供で、本人の同意は不要とされる。

対象となる情報には、病気や犯罪歴に加え、人種や信条なども含まれる。これらは本来、「要配慮個人情報」として、現状では取得に本人の同意が原則必要と定められている。

もともと、AI開発ではインターネット上の情報を大規模に収集するため、個々の同意取得が困難だった。そのため、規制を緩和するものであるが、AI開発のために、人々の大切な個人情報を差し出すもので、許されない。

27日の衆議院内閣委員会で、長妻昭議員は、「本人の了解なく、名前と住所つきで病歴が、企業や個人事業主に出てしまう。漏れたときに大変な危機になるのではないかと懸念を示した。

21日の衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会で、早稲田夕季議員が、このような法律改正が「日本初、世界初という認識でよろしいでしょうか」と尋ねたのに対し、松本尚デジタル行財政改革担当大臣は「恐らく、各国と横並びではない、どちらかという利活用を推進する方向」「データ利活用が十分に進んでいない」と否定しなかった。

「統計情報の作成」にのみ利用されることを担保するため、個人情報保護法の改正案で提出元と提出先の名称、統計情報の作成内容の公表、目的外の利用、第三者提供の禁止などを規定し、詳細は規則やガイドラインで定めるが、個人情報保護委員会は、提出先についての審査は行わないという。

法案には、例えば消費者保護に係る消費者契約法で事業者の不当な勧誘や契約条項に対して、適格消費者団体が不特定多数の消費者の利益を擁護するために、利用差止めを求めたり、被害回復のために消費者団体訴訟制度が用意されているのと違って、それが備わっていない。産業界に配慮した形だが、情報がデジタル空間に拡散した後では個人の方で差止めを請求することは難しく、個人の保護が不十分と言わざるを得ない。

以上、本法改正には問題があるので、その改正を行わないこと、仮に法律が通過成立した場合にあっては、その改正内容を従前に戻すことを求めるよう、地方自治法第99条によって意見書の提出をお願いしたい。

▶提出者

倉吉市 個人

現状と県の取組状況

執行部提出参考資料

地域社会振興部（県民課）

【現 状】

1 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案の経緯

個人情報保護委員会は、いわゆる3年ごと見直し規定に基づき、令和5年から個人情報保護制度の見直しの検討を行い、令和8年1月9日に「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しの制度改正方針」を決定した。

これを踏まえ、政府は、令和8年4月7日に「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」を閣議決定し、同法律案を国会に提出した。

（個人情報の保護に関する法律のいわゆる3年ごと見直し規定）

政府は、3年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。（個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号）附則第10条）

2 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

（1）趣旨

デジタル技術の急速な進展に伴い、個人情報を含むデータの利活用に対する需要が高まっている一方で、個人情報の違法な取扱いにより個人の権利利益が侵害されるリスクも高まっている。これらを踏まえ、「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」（令和7年6月13日閣議決定）等に基づき、個人の権利利益の適切な保護を図るとともに、AI活用にも資する円滑なデータ連携を促進するための所要の措置を講ずる。

（2）主な改正内容

ア 適正なデータ利活用の推進

（ア）個人情報取扱事業者において、AI開発等の統計情報等の作成にのみ利用されることが担保されていることを条件に、①現に公開されている要配慮個人情報（人種、信条（信仰を含む。）、社会的身分、病歴、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等の不当な差別につながり得る情報）の取得を可能とし、②個人データ等の第三者提供について本人の同意を不要とすることができることとする。

（「統計情報等の作成」とは）

大量の情報から当該情報を構成する要素に係る情報を抽出して分類、比較その他の解析を行うことにより、当該大量の情報の傾向又は性質に係る情報であって個人に関する情報ではなくなるものを作成する行為のうち、個人の権利利益を害するおそれが少ないものをいう。細目は、個人情報保護委員会規則で定められる。

（統計情報等の作成にのみ利用されることが担保するための規律）

- ① 作成しようとする統計情報等の内容及び事業者（取得者・提供元・提供先）の公表
- ② 統計情報等の作成のみを目的とする提供である旨の提供元・提供先間の書面による合意
- ③ 取得者及び提供先における目的外の利用及び第三者提供の禁止 等

(イ) 個人情報取扱事業者において、個人データの第三者提供等が当該個人データの取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合（本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合等）について、本人の同意を不要とする。

（例）ホテル予約サイトの予約者の氏名等について当該予約サイトが予約先のホテルに第三者提供をすること。

イ 勧告・命令等の実効性確保及び課徴金の導入

(ア) 個人情報保護委員会は、個人の重大な権利利益が既に侵害されている場合（現行法）に加え、個人の権利利益の侵害が切迫している場合において、勧告を前置することなく命令（緊急命令）を発出できることとする。

(イ) 個人情報保護委員会は、違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置（現行法）に加え、本人に対する違反行為に係る事実の通知又は公表その他の本人の権利利益の保護のために必要な措置を勧告・命令の内容とすることができることとする。

(ウ) 個人情報保護委員会は、経済的誘因のある、大量の個人情報の取扱いによる悪質な違反行為を実効的に抑止するため、重大な違反行為により個人の権利利益が侵害された場合等について、当該違反行為によって得られた財産的利益等に相当する額の課徴金の納付を命ずることとする。

（統計作成等の特例に関して課徴金の対象となり得る違反行為の例）

- ① 統計情報等の作成のみを目的として取得した要配慮個人情報を、統計化等せずにそのまま第三者に販売していた場合
- ② 統計化等せずにそのまま顧客企業に対する広告配信サービスの提供のために用いて利益を得ていた場合
- ③ 統計情報等の作成を目的として提供を受けた個人データを、統計化等せずにそのまま第三者に販売していた場合
- ④ 統計化等せずにそのまま顧客企業に対する広告配信サービスの提供のために用いて利益を得ていた場合

ウ 要配慮個人情報の取得等に係る本人同意の例外となる学術研究機関等に病院・診療所が含まれることを明文化する。

エ 16歳未満の者が本人である場合の同意の取得や通知等の相手方について、当該本人の法定代理人を対象とすることを明文化する。

オ 個人情報取扱事業者において、特定の個人への連絡を通じて当該個人のプライバシー、財産権等の権利利益の侵害が発生するおそれがあることに鑑み、個人情報そのものではないものの特定の個人に対する働きかけを可能とする連絡可能個人関連情報について不適正利用及び不正取得を禁止する。

（連絡可能個人関連情報の例）特定の個人と紐付けされていない①所在地（住居、勤務先等）、②電話番号、③電子メールアドレス、④Cookie ID 等

3 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案の国会における審議状況

- ・令和8年4月7日 衆議院議案受理（閣法・第221回国会・議案番号54）
- ・令和8年4月21日 衆議院付託（付託委員会 地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会）
- ・令和8年5月21日 衆議院審査終了（可決）
- ・令和8年5月26日 衆議院審議終了（可決）
- ・令和8年5月26日 参議院議案受理

【県の取組状況】

この度の法律案の内容は、A I 開発等に伴い統計情報等を利用する民間事業者に係る規律に関するものを主眼としており、国（個人情報保護委員会）が監視監督権限を有するものである。引き続き法律の内容等について注視する。